

公立大学法人設置に関わる提出が定められている資料について

※法＝地方独立行政法人法

1 設置者が設置者の議会に提出・報告することが定められている資料

	書 類	根 拠
1	○経営状況を説明する書類 ○年度毎の予算・事業計画	○地方自治法第243条の3
2	○業務実績評価	○法第78条の2第6項

2 公立大学法人が設置者に提出することが定められている資料（年度終了後3ヶ月以内）

	書 類	根 拠
1	○財務諸表のうち以下の書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の処分または損失の処理に関する書類 ・附属明細書	○法第34条第1項
2	○財務諸表のうち以下の書類 ・その他設立団体の規則で定める書類 ＝純資産変動計算書，キャッシュ・フロー計算書	○法第34条第1項 ※提出書類は，公立大学法人旭川市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第12条
3	○事業報告書 (1) 法人に関する基礎的な情報のうち次に掲げるもの ア 目標，業務内容，沿革，設立に係る根拠法，組織図その他の法人の概要 イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。） エ 在学する学生の数 オ 役員の氏名，役職，任期，担当及び経歴 カ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢 キ 非常勤職員の数 (2) 財務諸表の要約 (3) 財務情報のうち次に掲げるもの ア 財務諸表に記載された事項の概要 イ 重要な施設等の整備等の状況 ウ 予算及び決算の概要 (4) 事業に関する説明 ア 財源の内訳 イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明 (5) その他事業に関する事項	○法第34条第2項 ※記載事項は，公立大学法人旭川市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第13条
4	○決算報告書	○法第34条第2項
5	○財務諸表及び決算報告書に関する監査報告	○法第34条第2項